

# 自己負担限度額・標準負担額（食事代・食費・居住費）一覧表

令和7年4月現在

- ・マイナ保険証で受診する場合…医療機関受付時に情報提供に同意してください。
- ・資格確認書で受診する場合…負担区分が併記された資格確認書を提示してください。（負担区分併記には別途申請が必要です。）

保険年金課  
後期高齢者医療担当  
TEL 0944-41-2665

**自己負担限度額** 医療費の自己負担限度額と入院時の標準負担額（食事代・食費・居住費）は、下記のとおりです。

負担区分 世帯全員で判断			医療費の自己負担限度額		標準負担額（令和7年4月～令和8年5月） 【食事代・食費（1食あたり）、居住費（光熱水費）（1日あたり）】				
			個人単位（外来）	世帯単位（*1） （入院+外来）	一般病床		療養病床（*5）		
					食事代	食費	居住費 （光熱水費）	入院医療の必要性が高い方	
食費	居住費 （光熱水費）	食費	居住費 （光熱水費）						
3割	現役並み所得者	Ⅲ 課税所得 690万円以上の被保険者がいる世帯	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1% (多数回 * 2 140,100円)		510円 (*6)	510円 (*6) 510円 (*7)	370円 (指定難病患者を除く)	510円 (*7)	370円
		Ⅱ 課税所得 380万円以上の被保険者がいる世帯	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1% (多数回 * 2 93,000円)						
		Ⅰ 課税所得 145万円以上の被保険者がいる世帯	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1% (多数回 * 2 44,400円)						
2割	市県民税課税世帯(一般Ⅱ)		18,000円 (年間限度額 * 3 144,000円)	57,600円 (多数回 * 2 44,400円)					
1割	市県民税課税世帯(一般Ⅰ)		一般Ⅱの方には負担を抑える経過措置あり * 4						
	市県民税非課税世帯	区分Ⅱ	8,000円	24,600円	90日までの入院	240円	240円	240円	140円
		区分Ⅰ		15,000円	認定期間中に90日を超える入院 ★	190円	190円		
					110円	110円			

- \*1…同じ世帯の後期高齢者医療制度の被保険者のみの合算です。
- \*2…過去12か月以内に4回以上支給を受けた場合の4回目以降の限度額です。
- \*3…毎年8月～翌年7月迄の1年間の診療分が対象期間になります。
- \*4…1か月の外来療養の自己負担額が合計6,000円を超えた場合は負担割合の引き上げに伴う増加額を3,000円までに抑えます。該当された場合は、高額療養費として後日振り込みます。  
経過措置の対象期間は令和4年10月から令和7年9月までの診療分です。
- \*5…療養病床とは、急性期の治療を終え、長期の療養を必要とする人のための医療機関の病床です。
- \*6…指定難病患者の方は300円です。また、平成28年3月31日時点で1年以上継続して精神病床に入院していて、平成28年4月1日以降も引き続き入院している方は当分の間260円です。（今後、変更となる場合があります。）
- \*7…一部医療機関では、470円の場合があります。

**★区分Ⅱの方で90日を超える入院の場合**

区分Ⅱの期間で、過去1年以内の入院日数が90日を超えた場合、申請により、食事代・食費は、1食につき190円になります。なお療養病床は190円にならない場合もあります。マイナ保険証を利用される場合も申請が必要です。

申請に必要な物	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 後期高齢者医療資格確認書またはマイナ保険証</li> <li>● 預金通帳</li> <li>● 領収書等の入院期間（90日以上）が確認できるもの</li> </ul> <p>【注意】食事代・食費がさらに減額されるのは、申請月の翌月からです。申請月の食事代・食費については、申請により差額を請求することができます。</p>
---------	--